

種別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H29実績	H29目標	H31目標	H29当初(千円)	H30当初(千円)	H29決算(千円)	H29事業結果	部局評価	財政課評価		
◆基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心できる暮らしづくり																	
【目的】人口減少が深刻中においても、誰もが安全で安心して生活できる「暮らしづくり」を進める																	
政策6 安全な暮らし実現																	
【目的】万一の場合に備えた体制整備と強しやかな県土づくりを進めるとともに、犯罪や事故などの発生防止に向けた環境整備を進め、県民の暮らしの安全を確保します。																	
施策1 危機管理体制の整備																	
【目的】災害やテロ、感染症、家畜伝染病など、万一の危機の発生に備え、県、市町村、民間等がそれぞれの果たすべき役割に基づき、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。																	
(1)さまざまな危機への備え																	
①大規模災害・テロなどの危機に備えて体制を整備し、各種対策を実施します。																	
危機002	防災情報通信管理運用	総務部	危機管理室	新しい情報伝達手段への対応、既存設備の保守点検、消耗部品交換による安定運用、設置環境の保全を図るとともに、更なる利用促進と操作完熟を実施する。	情報通信施設保守	点検・交換	点検・交換	点検・交換		315,276	361,221	290,251	防災情報通信施設の運用；気象注意報・警報の市町村、消防本部、地域機関への配信 気象警報、地震、各種事故発生時の被害情報収集。防災情報通信施設の機能維持；保守点検（幹線部分1回/年、端末系1回/年）の実施。総合防災情報システムは構築が完了し平成29年8月28日運用開始。防災ボイス及び防災ツイッターを平成29年10月25日運用開始。防災情報通信ネットワークシステム更新整備基本設計を実施。	4継続	防災情報通信ネットワークシステムは、災害や危機事業発生時の情報収集・発信手段として必要不可欠な設備であるため、基本設計等を踏まえ、適切な更新を実施するための検討を継続。総合防災情報システムはアラートと連携し運用中である。	4継続	災害発生時の情報伝達手段であるシステムの整備や運用等にかかる経費であり、災害への備えとして必要不可欠であるため、継続。
危機006	危機管理・防災対策推進	総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進するとともに、広域連携体制を強化すること等により災害の発生に備える。またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。	防災アドバイザーの数	人	296	180	350	39,665	32,260	29,885	24時間365日の宿日直体制（適宜増強体制）の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた総合防災訓練や国民保護共同向上訓練を実施した。	4継続	いつ起こるか分からない自然災害等に備えて、引き続き対策を推進する。東京オリンピック関連事業が計画され、聖火リレーの都道府県実施日が決定するなど、オリンピックに向けた準備が進む中、テロ対策等の一層強化を図るため、引き続き選抜した国民保護訓練（テロ・武力攻撃対策）を実施する。	4継続	総合防災訓練や向上訓練等を実施するものであり、災害時に県民の安全確保・被害軽減を図るために必要であることから、継続。防災アドバイザーの数は順調に増加しているが、自主防災組織の組織率は目標に到達していないため、啓発等を引き続き実施する必要がある。
医務026	災害医療対策	健康福祉部	医務課	東日本大震災を踏まえ、群馬県の災害医療体制を充実。災害時でも適切な医療提供体制を維持するため、災害医療コーディネーターの設置や、災害医療研修、DMAT資機材整備費補助等を実施。	DMATチーム数	チーム	55	48	54	50,942	26,467	362,541	災害医療コーディネーター研修、群馬県DMAT研修、災害医療研修等の実施により災害医療体制の向上を図った。また、前橋赤十字病院の移転に伴う備蓄倉庫、帰宅困難者受入設備整備事業等へ補助を行った。	4継続	大規模災害に備え災害医療体制を強化するため、引き続きコーディネーターの資質向上、DMAT隊員の養成・技能維持、消防や医師会等の関係機関との連携確保を図っていく必要がある。さらに、災害拠点病院の機能強化のための設備整備を支援していく必要がある。	4継続	災害発生時に確実に医療が提供される体制を整備するための経費であり継続。
業務002	災害用医薬品備蓄	健康福祉部	業務課	県地域防災計画に基づく医薬品及び医療機器等の流通備蓄を県医薬品卸問組合と医療機器販売協会へ委託する。また、災害時の薬事業務に従事する薬剤師の研修を県薬剤師会に委託する。	備蓄品目数（医薬品・医療機器等の合計）	品目	157	156	156	2,361	2,424	2,352	医薬品等の流通備蓄・点検、防災訓練等を行い、災害時に備えた危機管理に努めるとともに、備蓄品目数を157品目にしたほか、実際の使用実績等を考慮した数量及び規格の見直しを実施した。また、災害従事薬剤師研修については、県内の災害を想定した実践的研修を開催し、人材育成に努めた。	4継続	災害等のリスクの高まりに備えて、医薬品等供給体制及び流通備蓄医薬品等の品目、品目数、備蓄数について、定期的に見直しを実施することにより、災害時の連絡体制や効果的な人材育成を引き続き検討する必要がある。	4継続	災害時の医薬品等の確保は重要であり継続。なお、災害時に支援を必要とする地域に迅速かつ適切な物的・人的支援を提供できるよう、備蓄品目・数量の見直しや、より効果的な連絡・輸送体制等の整備に努めること。
建築006	被災建築物応急危険度判定士育成事業	県土整備部	建築課	講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士登録者数を増やす。	被災建築物応急危険度判定士数	人	1,957	1,880	1,960	755	688	393	被災建築物応急危険度判定講習会を2回実施し、94名の判定士を養成した。	4継続	被災建築物応急危険度判定講習会を開催し、講習会の開催回数を年に2回に増加し、参加率が上昇し、自らが登録者が見えてきた状況である。しかし、今後も登録者数の維持と技術力の向上が不可欠である。	4継続	地震による被災建築物の被災状況を把握するためには、被災建築物応急危険度判定士の役割が重要であるため、継続的かつ計画的な養成が必要。
警察001	大規模な自然災害・事故等の突発型大被害対策	警察本部	警察本部	活動拠点となる警察施設の維持管理、装備資機材及び備蓄食糧の計画的な整備	警察施設、装備品の整備	-	整備の推進	整備の推進		81,295	18,721	76,534	①装備資機材、備蓄食糧の整備を充実した。②災害対策として、県生監視及び大規模警察の非常用発電機に付し、浸水対策工事を実施した。	4継続	①大規模な災害等が発生した際に警察機能を確保するため、計画的に整備した。今後も、被災対策を効果的に推進するため、装備資機材や備蓄食糧の整備を継続する必要がある。③災害発生時の活動拠点となる警察施設の機能維持を目的とした計画的な整備を継続して推進する必要がある。	4継続	災害発生時に万全の対応ができるよう、装備資機材・備蓄食糧の適切な維持管理や整備更新、また、非常用発電設備の点検整備などが必要であるため、継続。引き続き、計画的・効率的な執行に努める必要がある。
警察002	テロ対策	警察本部	警察本部	関係機関と連携した情報収集、事業ごとの対応訓練の実施、重点施設に対する警戒監視の実施	テロの未然防止	件	-	諸対策の推進	諸対策の推進	29,272	18,721	25,320	関係機関との共同実動訓練、広域緊急援助隊合同訓練及び重要施設に対する警戒監視を実施した。	4継続	テロの未然防止を図るため、各種情報収集及び捜査を徹底するとともに、公共交通機関やインターネット等が重要施設に対する警戒監視等の諸対策を推進する必要がある。	4継続	テロの未然防止を図るため、引き続き、情報収集・捜査の徹底、警戒監視等を実施していく必要があるため、継続。
②新型インフルエンザ等の重大な感染症の発生に備えた体制づくりを推進します。																	
保予031	新型インフルエンザ等対策	健康福祉部	保健予防課	高病原性の新型インフルエンザ等の発生に備えて、診療を担う医療機関の確保、機能強化を図るとともに、医療訓練の実施、社会機能を維持するための体制の整備を行う。	入院協力医療機関の整備	施設	62	68	68	113,418	20,942	104,801	新型インフルエンザ等が発生した場合の医療を担う医療機関に対する施設設備整備費補助、抗インフルエンザウイルス薬を追加備蓄。新型インフルエンザ等の発生を想定した医療訓練を県内で行った。また、県立高等において現地対策本部連絡調整会議を開催した。	4継続	新型インフルエンザ等の発生に備えるために、今後も医療機関の整備や訓練等を実施していく必要がある。	4継続	新型インフルエンザの発生に備え、県内の医療機関等の体制づくりは重要であり、継続。
③放射能や放射性物質の人体等への影響に対する不安解消に向け、評価・監視等を実施します。																	
環境002	環境放射能水準調査	環境森林部	環境保全課	空間放射線量の常時監視や環境試料等の放射性物質濃度を測定し、その結果を国に報告し、公表する。放射性物質汚染対処特別法に基づき、市町村が実施する除染への協力や汚染状況調査重点地域等の指定解除について支援を行う。	国からの指示項目について、調査の完全実施	%	100	100	100	8,795	25,901	8,651	国と契約した調査項目を完全実施するとともに、結果についてホームページ「放射線対策現況」等で広く市民に周知した。正確な空間放射線量を測定するために、測定器（サーベイメータ）の校正を行い、市町村への貸出し、県有施設や一般環境の空間線量の測定を行った。	4継続	国からの継続的な環境放射能監視委託調査事業であるため、全て実施しなければならない。これまで調査を完了してきたが、今後も、県民の安全・安心な生活の実現のため、調査を継続する必要がある。県内の除染は終了したが、今後も、指定解除モニタリング等により市町村へ測定器の貸出し等を行い、指定解除に向けて支援していく必要がある。	4継続	国からの委託調査、市町村が実施する指定解除に向けたモニタリングへの協力等により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。
廃001	放射性物質汚染対処特別措置法遵守状況監視	環境森林部	廃棄物リサイクル課	放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い適用となる廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。	立入検査等実施数	施設	26	26	26	626	600	313	放射性物質汚染対処特別措置法に基づく特定一般廃棄物処理施設である焼却施設及び最終処分場から排出される排出ガスや排出水の放射能濃度の基準の適合状況を立入検査等により監視した。対象全26施設が基準に適合していた。	4継続	焼却施設から排出される焼却灰等の放射能濃度は下がっているものの、排出ガスや最終処分場放出水の放射能濃度は、施設を適正に管理することにより基準以下に保たれることから、引き続き施設の管理状況の監視を行うことが重要である。	4継続	焼却施設等の立入調査・指導監視により、廃棄物処理基準の遵守状況を確認し、適正な管理状況を維持するための事業であり、継続。
④家畜の伝染性疫病の発生予防とまん延防止に取り組む。																	
畜産001	家畜保健衛生対策	農政部	畜産課	家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、家畜伝染病の発生予防、発生予防を行くとともに、発生があった場合は速やかにまん延防止を図る。さらに、家畜衛生に関する情報収集や調査・検査・分析を行い、畜産農家等に対して指導を行う。	死亡牛BSE検査	%	99.8	100	100	141,144	141,966	139,162	家畜伝染病予防法に基づき、112,723頭について検査を実施し、ヨネネ病の患畜6頭を摘発。患畜の処分と消毒の徹底により、まん延防止を図った。また、農家に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導した。さらに、特定家畜伝染病の発生に備え、防疫演習の実施及び資材の備蓄を行った。	4継続	法令に基づく事業であり、家畜の伝染性疫病の発生予防・予防とともに、速やかなまん延防止を図るため引き続き事業実施が必要である。家畜伝染病は、安定した畜産経営の基本であり、生産段階における食の安全・安心確保の点でも重要であることから、生産者や関係機関に対する指導や検査機器の整備が必要である。	4継続	畜産経営の安定と県民の食の安全・安心を確保するために実施する。法令に基づく監視・検査・処分や衛生管理に関する情報収集・指導であり、継続。
畜産003	地域獣医療支援	農政部	畜産課	獣医学を専攻する学生のうち、卒業後群馬県内で獣医師として産業動物診療業務等に従事しようとする学生に対し、修学資金を貸与する。	修学資金貸与者の産業動物獣医師従事者	人	6	5	3	10,992	9,312	10,683	H29年度は15名（うち9名は在学中）に修学資金を貸与し、H29年度末までに貸与を終了した25名（途中辞退者4名、資格未取得者11名を含む）のうち20名が、本県で産業動物獣医師として従事している。今後さらに不足が予想される産業動物獣医師を確保するために事業の継続が必要である。	4継続		4継続	産業動物獣医師の確保は、本県の畜産振興を図る上で重要であることから、継続。
(2)消防力の充実・強化																	
①緊急消防援助隊の体制を整備します。																	

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H29実績	H29目標	H31目標	H29当初(千円)	H30当初(千円)	H29決算(千円)	H29事業概要	部局評価	財政課評価	
	保安001	防災航空機運営		総務部	消防保安課	市町村や近県と連携し、防災ヘリコプター業務の充実強化を図り、高速かつ機動的に対応する。	合同訓練の回数	回	52	40		50	509,056	189,716	540,113	緊急運航件数：190件(火災消防1、救助61、救急92、災害応急対策0、広域応援3) 救急救助搬送人員：171人 運行回数：403回 飛行時間：330時間 ドクターヘリの連携(ドクターヘリ専用)：20件、ドクターヘリの傷病者引継：0件	4継続	防災ヘリコプターの緊急運航件数は年々増加し、平成25年度以降は毎年190件以上となっている。ヘリコプターの機動力を活かした活動は、県民の生命・身体・財産を守る上で必要不可欠であるため、継続。
①消防に関する教育訓練の内容を充実します。																		
	保安003	消防学校運営		総務部	消防保安課	消防職員・消防団員等の教育・訓練を体系的に行い、地域住民から依頼され、臨機応変に状況に対応できる消防人を育成するため、消防学校を運営する。	消防職員、関係団体教育回数	回	45	50	50	70,022	67,366	69,772	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき、教育訓練を進めるとともに、1日入校者を増加させるため、ホームページの充実や広報媒体積極的に活用し、入校促進を図ったが、入校者が伸びず、目標を達成できなかった。	4継続	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき、到達目標に達するよう教育訓練を行い、資質、技術の向上を図り、現場対応力のある消防人の育成を図っている。	
施策2 災害に強い県土づくり																		
【目的】災害の少ない「安全」な県土づくりを進めるとともに、災害時の被害を最小限にとどめるための備えを万全にし、県民の生活を守ります。																		
(1)災害防止対策																		
①災害の発生を防止するための整備を進めます。																		
	森保001	治山事業		環境森林部	森林保全課	森林の持つ水源かん養機能や土砂災害防止機能を高度に発揮させるため、森林の整備や治山施設の整備を推進する。	治山事業施工地面積	ha	49	60	60	5,890,295	5,879,295	4,996,926	山腹崩壊地、荒廃深流等治山施設を設置するとともに、機能が低下した保安林に対しては森林整備を実施した。治山事業(49ha) 森林整備面積(218ha)	4継続	治山事業は、施設の設置や森林の整備によって森林の公益性機能を維持し、山崩れを防止・軽減するものであり、今後も県民の安全・安心な暮らしの実現、自然環境の保全、二酸化炭素吸収源の確保に寄与するため、積極的に実施していくべき必要不可欠な事業である。	
	林政001	くま緑の県民基金事業(森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く)		環境森林部	林政課	くま緑の県民基金を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備	水源地域等の森林整備面積	ha	778	790	660	1,686,922	1,720,262	1,725,323	水源地域等の森林整備については、先行した森林所有者特定等の調査箇所の森林整備を促進した結果、目標面積とほぼ同じ778haの実績となった。市町村提案型事業については、周知等を行った結果、1次募集で全市町村から計画書の提出があり予算に達したが、額の確定で不用額が生じ、約2億1千万円の実績となった。	4継続	豊かな水を生み、災害に強い森林づくり、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、今後も継続した実施が必要である。なお、現行制度において実績が上がっており一定の評価を受けていることから現行の事業体系を維持しつつ、関係者からの要望や意見を踏まえ、また森林・林業を取り巻く新たな課題にも配慮し、地域での取り組みが広がるよう事業要件等を見直しする。	
	林政008	間伐等森林整備		環境森林部	林政課	森林所有者等が実施する間伐・除伐等に対して支援するほか、林業経営の成り立たない条件不利地帯の森林や、保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施する。	間伐等森林整備面積	ha	2,310	3,100	3,500	1,522,634	1,615,123	1,137,316	森林が有する多面的にわたる公益性機能を積極的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地帯保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。	4継続	森林が有する多面的機能を積極的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。	
	農村002	農村地域防災減災		農政部	農村整備課	地震や豪雨等の自然災害に対して脆弱なため池の決壊被害を未然に防止するための改修や、水路からの溢水による湛水被害を防止するための水路改修等を行うとともに、農業水利施設の耐震性を検証し、必要な対策を講じる。	ため池の改修完了地区数	地区数	2	2	8	482,556	833,506	814,704	ため池の耐震化、豪雨、及び老朽化対策工事及び耐震化を実施するとともに、地すべり防止区域における土砂災害の耐震化を実施。 (耐震調査完了箇所数：14箇所、地すべり対策事業実施地区：1地区)	4継続	国庫補助及び県単独事業により、ため池等の施設の安全対策を実施し、災害の未然防止を図るとともに、ため池の耐震性を検証し、耐震化等を実施し、計画に計画の進捗を把握し、また、豪雨時の水路からの溢水を防止する水路改修等や地すべり防止対策を実施し、農村地域の防災減災力の向上を図り、安心して暮らせる農村づくりを今後も継続して取り組む必要がある。	
	河川001	治水対策		県土整備部	河川課	交付金事業等を活用し、河道の拡幅や調節池の整備などを組み合わせた効果的な治水対策を実施するとともに、自然環境に配慮した河川整備を実施する。	洪水による氾濫が想定される区域面積	km2	74.6	66.9	54.8	5,442,918	5,645,795	5,955,980	被害が発生した地域や人口・資産が集中する地域などの改修事業を促進し、氾濫が想定される区域の面積を3.9km2減少させた。また、関東・東北豪雨による被害を踏まえ減災対策として、洪水(リザーブ)マップの作成支援や洪水監視体制の強化などソフト事業も推進した。	4継続	被害が発生した地域や人口・資産が集中する地域などの改修事業を促進し、氾濫が想定される区域の面積を3.9km2減少させた。また、関東・東北豪雨による被害を踏まえ減災対策として、洪水(リザーブ)マップの作成支援や洪水監視体制の強化などソフト事業も推進した。	
	道管003	道路冠水対策		県土整備部	道路管理課	ゲリラ豪雨などにより多発する道路冠水などに対し、集水口、側溝などの改修を行い、冠水被害の軽減を図る。	道路冠水対策箇所数	箇所	51	62	86	244,000	58,000	121,542	安全で快適な道路空間を確保するため計27箇所の道路冠水対策を実施し、そのうち、(主) 桐生伊勢崎線の対策(1箇所)が完了した。	4継続	安全で快適な道路空間を確保するため計27箇所の道路冠水対策を実施し、そのうち、(主) 桐生伊勢崎線の対策(1箇所)が完了した。	
	砂防001	土砂災害対策(ハード)		県土整備部	砂防課	人命を守るための施設整備を推進するとともに、適切な維持管理の実施により、土石流・崩れ・地すべりによる土砂災害を防止する。	土砂災害対策推進計画に基づき対策箇所着手率	%	72	67.1	100	4,423,098	4,383,622	5,388,518	○砂防/49箇所で実施し、3箇所が完成。○地すべり対策/2箇所実施し、1箇所完成。○急傾斜地崩壊対策/21箇所実施し、4箇所が完成。○単独砂防施設/土石流危険深流域における深流保全工事、急傾斜地崩壊危険区域における護壁工事等の対策を実施。○維持管理/区域指定地の適正管理、砂防埋込等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕等を実施。	4継続	H29年度は目標67%に対し72%と目標を上回る進捗となっている。さらに最終目標(100%)を達成できるように継続して事業を実施する必要がある。	
(2)被害軽減対策																		
①災害に備え、被害を軽減するための対策を進めます。																		
	管財001	県有施設計画的保全事業		総務部	管財課	主要な県有施設について長期保全計画を作成し、長期保全計画に基づき県有施設の長寿命化工事等を行う。	長期保全計画作成	施設	10	15		-1,260,000	850,000	1,251,745	主要な県有施設の劣化診断・長期保全計画作成(フォローアップ)10施設 長寿命化工事については、限られた予算を優先順位をつけるなど有効に執行し、目標以上の実績をおいた。(目標28施設→実績42施設)	4継続	長期保全計画を作成した主要な県有施設について、必要な長寿命化工事を進め、老朽化が進む県有施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコスト削減と予算の平準化のために、長期保全計画に基づき計画的に維持保全を進める必要がある。	
	健康009	災害福祉広域支援ネットワーク推進		健康福祉部	健康福祉課	災害時における広域的な福祉ネットワークの体制構築する。	災害訓練実施回数	回	1	2	2	3,000	5,600	1,500	施設間相互応援協定に基づき訓練や、福祉専門チーム派遣協定に基づくチームの募集及び研修等を実施した。	4継続	引き続きH30年度は協定に基づいた施設間連携に係る訓練を実施するとともに、災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制整備を行う。西日本豪雨災害発生時に被災者からの派遣要請に基づき、初めてDWATを派遣し、避難所で福祉的支援活動を実施。今後、派遣時の課題検討、本県での発生を想定した体制整備等を行う必要があり、継続。	
	道整004	災害に強い道路整備		県土整備部	道路整備課	緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、7つの交通軸に開通する現道拡幅またはバイパス整備を推進し、輸送容量の拡大と安全性の高い道路ネットワークを構築する。	緊急輸送道路の開通予定箇所数	箇所	9	11	15	18,374,183	19,750,139	25,289,832	大規模災害に備え、緊急輸送道路である国道122号郡林明和バイパスなどの整備を推進した結果、5つの区間において開通することができた。	4継続	主要地方道高崎赤川線バイパスや上信自動車道(金井バイパス)などの整備により、緊急輸送道路ネットワークに基づき、災害に強い道路整備を推進する必要がある。	
	下水001	下水道施設長寿命化		県土整備部	下水環境課	下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、個別施設の長寿命化対策及び耐震対策を含めた改築を行う。	改築が必要な下水道施設の対策数	箇所	31	31	37	1,465,000	2,001,400	996,700	流域下水道の4処理区で長寿命化対策及び耐震対策を実施。奥利根処理区水処理第1系列の改築更新が終了。	4継続	改築が必要な下水道施設の対策数について、「31箇所止」H29年度は目標を達成しており、その成果は順調に推移している。さらにH31の最終目標である「37箇所」を達成できるように継続して事業を実施する必要がある。 下水道施設を健全に維持していくために、H31年度も引き続き長寿命化及び耐震化を図る必要がある。	

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H29実績	H29目標	H31目標	H29当初(千円)	H30当初(千円)	H29決算(千円)	H29事業概要	部局評価	財政課評価	
	建築002	木造住宅耐震改修支援事業		県土整備部	建築課	木造住宅の耐震改修普及促進体制の強化を目的として、市町村が実施する耐震改修補助事業への支援を実施する。	住宅の耐震化率	%	82.5	86	92	9,900	9,900	4,677	木造住宅の耐震改修補助事業を実施している市町村からの交付申請に基づき、支援を実施した。H29の支援実績は10市1町の32件であった。	4継続	大規模地震による犠牲者は住宅における圧入、壁面崩壊が大多数であり、住宅の耐震化を進めることは地震被害を減らすために効果的である。また、耐震改修に補助する市町村が5町村、H29からの拡充メニューに補助する市町村が5市町増加しており、県民の負担を軽減し、住宅の耐震化・減災化を促進するため、本事業を継続する必要がある。	災害時の住宅倒壊等による被害を軽減するために必要な事業であり継続。木造住宅耐震改修支援については、目標に対して実績が少ない状況にあるが、県民の安全のため、制度の周知を図る必要がある。
	建築001	建築物違反対策及び建築物防災対策		県土整備部	建築課	建築基準法違反建築物への是正指導の実施及び就労用福祉施設、旅館・ホテル、遊戯施設などの多くの利用者が見込まれる建築物等への防火調査を行う。また、維持管理状況等に係る定期的な報告書の提出を促す。	防火調査等による指導件数	件	180	100	100	635	654	64	就労用福祉施設に対し135件、また、その他の建築物等(遊戯施設、昇降機、違反建築物)に対しては145件の防火調査による指導を行った。(計180件)	4継続	避難弱者や県内からの多くの利用者が見込まれる建築物等に対し、優先的な防火調査を実施することで、安全・安心の確保に努めている。また、調査結果を踏まえ、防火・避難等に係る違反を有する建築物等へのフォローアップについても、推進する必要がある。	法律に基づき違反建築物への是正指導等を行うことで、引き続き、指導に万を失し、県民の安全を確保していく必要があるため継続。
	建築004	耐震改修促進普及事業		県土整備部	建築課	建築技術者を対象とした木造住宅耐震診断・耐震改修技術者養成講習会等を開催し、耐震化を促進するための体制づくりや人材育成などの環境を整備する。	講習会等の参加人数	人	101	200	200	653	651	324	住宅・建築物の耐震化を促進するため、建築士を対象とした木造住宅耐震診断技術者養成講習会を開催した。出前なんでも講座の注文を引き受け、7回の講座を実施した。	4継続	住宅の所有者である県民向けの講習会により、本県でも活断層による地震が発生することを直接訴える必要がある。また、住宅耐震化の専門技術者を養成することで、県民からの相談窓口を広げる効果がある。	大地震発生時の被害を軽減できるよう、木造住宅等の耐震化を進めていく必要があるため継続。講習会に積極的に参加者数減少がない状況であるが、参加者数の増加につながるよう内容を工夫するなどの取り組みが必要。
	道管005	緊急輸送道路等における道路防災対策		県土整備部	道路管理課	災害時に地域の防災拠点となる市町村役場等までの緊急輸送道路等の防災対策を行うと共に、橋梁の耐震補強等の対策を行う。	緊急輸送道路等における落石等危険箇所の対策	箇所	129	128	134	1,453,800	858,120	2,145,233	(主)下田仁田白田線を含む53箇所での法面対策工事が完了(うち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石等危険箇所については箇所すべて対策が完了)。また、道路への落石や斜面崩壊等の災害を未然に防ぐための防災事業を実施した。	4継続	緊急輸送道路等における通行者の安全を確保するため、今後も継続して実施する必要がある。緊急輸送道路等のうち県庁と地域の拠点を結ぶ路線の落石危険箇所等の整備目標について、概ね順調に事業進捗している。危険箇所の解消にむけ、継続して事業を実施する必要がある。	県民の安全安心のため、計画的に災害に強い道づくりを推進する必要があるため継続。
	道管008	幹線道路の無電柱化推進		県土整備部	道路管理課	幹線道路を無電柱化するために、電線共同溝を整備し、併せて歩道のR/アップリ化や歩行空間確保を進める。	市街地の緊急輸送道路の無電柱化率	%	20.9	20.5	22	999,000	835,000	1,092,766	災害時における道路の通行の確保や、安全で快適な歩行空間の確保のため、(主)前橋郡林原ほか計32箇所の電線共同溝を実施した。【道路20箇所、街路13箇所】	4継続	災害時における通行者の安全性や救助、避難などの確保、安全で快適な歩行空間の確保、町並みの景観整備のために、今後も継続して事業を実施する必要がある。	災害時の通行路確保や景観の向上などが実現できることから、計画的に事業を進める必要があるため、継続。
	河川005	河川構造物の長寿命化		県土整備部	河川課	河川構造物を長期にわたり安全に使用し続けるために、定期的な点検と計画的な維持修繕により、効率的・効果的な維持管理を行う。	点検および計画的な維持修繕を実施した施設	施設	36	36	36	883,329	913,340	801,667	排水機場・水門・堰・ダム等36施設において長寿命化計画に基づき点検及び計画的な維持修繕を実施した。	4継続	長寿命化対策として、堰堤・床固工を35施設、深溝保全工を15施設、地すべり防止施設を6施設、急傾斜地崩壊防止施設を1施設、雪崩防止施設を1施設、合計58施設で実施し、うち8施設で完了した。	河川構造物を維持管理するためには必要な事業であり、継続。長寿命化計画に基づき効率的な点検や修繕を行っている必要がある。
	砂防004	砂防施設の長寿命化対策		県土整備部	砂防課	砂防施設の「長寿命化計画」を策定し、点検による健全度の把握による対策の優先度や施工法、対策に関する年次計画、及び日常的な維持の方針等を定め、計画的に長寿命化対策を実施する。	砂防施設の実施	施設	8	28	84	379,000	540,282	458,419	○長寿命化対策として、堰堤・床固工を35施設、深溝保全工を15施設、地すべり防止施設を6施設、急傾斜地崩壊防止施設を1施設、雪崩防止施設を1施設、合計58施設で実施し、うち8施設で完了した。 ○群馬県砂防関係施設長寿命化計画に基づき施設の定期点検を実施した。	4継続	長期にわたる砂防関係施設の機能及び性能を維持・確保するため、「群馬県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、継続して長寿命化対策を実施する必要がある。	砂防関係施設を維持管理するためには必要な事業であり、継続。長寿命化計画に基づき効率的な点検や修繕を行っている必要がある。
	建築007	建築物耐震化促進事業		県土整備部	建築課	多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者等に対する技術的・財政的な支援や耐震化を促進するため環境を整備を進める。	特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	%	86.2	88	92.7	77,577	131,425	16,572	多数の者が利用する建築物等の耐震補強設計に対して、国の補助制度を活用し、市町村との協同補助を実施した。	4継続	民間建築物における多数の者が利用する建築物等は、ホテル・旅館が多く、国・県・市町村による協同補助である本事業の継続は、民間企業体の経営支援の面でも必要不可欠なものとなっている。地震による倒壊した建物の膨大な被害を防止するためにも、事業の継続が必要である。	多数の者が利用する建築物等の耐震化を促進するため、継続。市町村と協同補助であり、市町村と連携して、早期に耐震化率の目標を達成する必要がある。
	道管011	道路施設の長寿命化(防災)		県土整備部	道路管理課	「長寿命化計画」に基づき定期的な点検と計画的な予防保全による修繕の実施により、道路構造物(橋りょう、トンネル、横断歩道橋など)の長寿命化を図ることで効率的な維持管理を進めるとともに、道路ネットワークの安全性を確保する。	橋梁の法定点検の実施	橋	1,995	1,940	3,665	4,373,655	3,154,198	4,880,559	橋梁については169橋で補修を実施。トンネルについては(一)日向南郷大原線・関原トンネルほか8トンネルの対策を完了。横断歩道橋については、完了した点検結果に基づき、対策工事に着手した。	4継続	県が管理している橋梁、トンネル、横断歩道橋などの多くは建設から年数が経過しており、過剰な通行の安全を図るためには、今後も継続して実施する必要がある。	橋梁、トンネル、横断歩道橋などについて過剰の安全確保を図るため、計画的に点検及び修繕を行う必要があるため、継続。
	教育006	県立学校施設長寿命化推進		教育委員会	管理課	S50年代に児童・生徒の急増に伴い同時に建設された県立学校施設が一年に整備時期を迎えている。計画的な維持修繕は別に、長寿命化に必要な緊急を要する工事を実施する。	施設点検の実施 ※建築物、設備(消防、電気ほか)	校数 全校 全校 全校	全校 全校 全校	全校	全校	780,000	1,190,000	744,297	老朽化が著しい学校施設の構造躯体や設備機能の健全性を維持するための改修を実施した。(屋上防水工改修、外給排水更新、空調設備更新、各種ボンプ更新、給排水更新、空調設備更新、電気設備更新、アース対策、グラウンド整備改修、法令不適合解消)	4継続	老朽化した施設及び大幅に耐用年数を超過した設備機器について、児童・生徒の安全確保及び健全な学校運営を確保するため、効果的かつ効果的に改修を行い、施設の長寿命化を推進する必要がある。	児童・生徒の安全な学習環境を確保するため、施設を改修する必要があることから、継続。引き続き、年度別の事業費平準化や効率的な執行に努める必要がある。併せて、不要な施設の有効活用検討も検討していく必要がある。
	警察018	警察施設改修整備		警察本部	警察本部	災害発生時の活動拠点となる警察署等の災害対策整備、長寿命化、長期保全計画を行う。	警察施設の災害対策整備	件	非常用発電機 水害対策	非常用発電機 水害対策	警察署災害対策等	231,266	234,574	228,117	災害対策として、桐生警察署及び大泉警察署の非常用発電機に対し、浸水対策工事を実施した。また、保全計画作成のため警察署劣化診断を実施した。	4継続	施設の劣化診断に基づき長期保全計画を策定し、警察施設の長寿命化等に取組むとともに、災害発生時の活動拠点として施設の安定性を図っていく必要がある。	「群馬県公共施設等総合管理計画(H28.3月作成)」や「群馬県警察施設管理計画(H28.8月作成)」に基づき、施設機能の集約、長寿命化の推進、効率的な利用などに取組む必要があるため、継続。引き続き、年度別の事業費平準化や効率的な執行に努める必要がある。
③災害時の避難をサポートし、災害時の暮らしを守ります。																		
	食品006	水道基幹管路の耐震化促進		健康福祉部	食品・生活衛生課	水道事業者である市町村等と連携し、既存管路の老朽管更新時に耐震性能を有する管へ転換し耐震適合率の上を回す。	基幹管路の耐震適合率	%	H31.10月判明	28	31	1,302,032	1,539,519	853,490	各市町村等水道事業者による更新計画に基づき管路更新は実施されており、施設整備や老朽施設更新等による、基幹管路の耐震適合率向上の進捗を促進することができた。	4継続	県全体では、基幹管路の耐震化が図られているが、市町村によっては進捗が遅れている管路の更新が優先されており、進捗に差があることから、耐震化促進のため、今後も計画に基づいた更新を指導していく必要がある。	市町村における老朽水道管路について耐震性能を有する管への更新を促進するため継続。耐震適合率の低い市町村もあつたことから、水道事業の経営基盤強化を促すこと、適切な更新に取り組めるよう支援していく必要がある。
	監理001	浅間山直轄火山砂防事業負担金		県土整備部	監理課	火山噴火に伴い発生が想定される土砂災害の被害をできる限り軽減(減災)するために実施する。	砂防堰堤、導流堤等、緊急減災対策の推進	砂防堰堤工事、設備設計、用地取得	砂防堰堤、導流堤整備	砂防堰堤、導流堤整備	砂防堰堤、導流堤整備	200,000	210,000	363,501	砂防堰堤工事(片蓋川、濁沢)、砂防設備設計、用地取得等の実施に対する負担金を支払った。	4継続	火山災害から県民の命と暮らしを守るため、今後も、継続して事業を実施する必要がある。	火山災害に備えた計画的な対策のため必要となる国庫借入金による負担金であり継続。
	砂防002	土砂災害対策(ソフト)		県土整備部	砂防課	土砂災害警戒区域等の変更や避難体制整備支援により、土砂災害への備えを充実させる。	2区目砂防基盤調査の実施	箇所	6,763	4,987	8,965	150,000	180,000	195,038	-1,828箇所の2区目基盤調査を実施した。 -市町村が主体となり災害図上訓練を実施するための支援を実施した。	4継続	土砂災害のおそれのある土地を明らかにし、迅速な避難行動を促すため、2区目の土砂災害防止法に基づく基盤調査を継続して実施する。 土砂災害警戒区域を有する27市町村が自ら災害図上訓練を実施していくための支援を行う。	土砂災害警戒区域の指定を行うための基礎調査や、土砂災害警戒区域システムや雨量観測利用の管理などの計画の実行のための経費であり継続。
	河川004	避難行動支援対策		県土整備部	河川課	洪水時の的確な避難を促すため、水位観測システムを更新、洪水監視カメラの整備により、確実な情報提供を図る。また、主要19河川にて最悪の事態を想定した水害及び水害情報となる洪水浸水想定区域図を作成する。	河川映像の配信 (We bカメラ設置)	河川	21	32	-	261,508	288,814	365,470	-水位雨量情報提供のため、河川監視カメラを19基設置し、システムを19基更新した。	4継続	洪水時の円滑な避難行動を促すため、H28に水位雨量監視システムの更新業務を発生した。市町村の避難弱者等の安全判断や地域住民の適切な迅速な避難判断を促すためには、河川監視カメラの整備及びシステム更新は急務であることから、目標達成に向け、H30においても本事業を継続する必要がある。	洪水の発生に備え、迅速な避難行動ができる体制の確立が必要であったため、今後も継続して事業を実施する必要がある。市町村等とも連携し、ソフト面での対策も行い、万が一の際にも県民の命を守る対策が必要である。
④災害時の孤立地区解消対策																		
	道管007	孤立路線における道路防災対策		県土整備部	道路管理課	土砂崩落などによって道路が寸断され、長期に集落が孤立しないよう、落石対策や道路改修等を実施する。	孤立路線における孤立解消人口割合	%	67	40	50	601,826	424,000	638,832	(一)小平下仁田線を含め12路線で法面対策工事を実施した。	4継続	中山間地や過疎地域の道路について、土砂崩落等でも集落の孤立を防ぐために法面対策に落石防護網工等を実施して、孤立人口を順次解消する。孤立解消人口割合50%の目標は達成したが、未解消路線があるため継続して実施する必要がある。	県民の安全・安心の暮らしを確保するため、計画的に災害に強い道路づくりを進める必要があることから、継続。

種別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H29実績	H29目標	H31目標	H29当初(千円)	H30当初(千円)	H29決算(千円)	H29事業結果	部局評価	財政課評価		
砂防001 土砂災害対策(ハード)	再掲	県土整備部	砂防課	人命を守るための施設整備を推進するとともに、適切な維持管理の実施により、土石流・崩れ・地すべりによる土砂災害を防止する。	土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率	%	72	67.1	100	4,423,098	4,383,622	5,388,518	○砂防/49箇所を実施し、3箇所が完成。○地すべり対策/2箇所を実施し、1箇所が完成。○急傾斜地崩壊対策/21箇所を実施し、4箇所が完成。○単独砂防施設/土石流危険渓流域における渓流保全工事、急傾斜地崩壊危険区域における観望工事の対策を実施。○維持管理/区域指定地の適正管理、砂防堤等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕等を実施。	4継続	H29年度は目標67%に対し72%と目標を上回る進捗となっている。さら最終目標(100%)を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。	4継続	県民の安全安心のため、土砂災害に備えた計画的な施設整備や管理が必要であり継続。本事業によるハード面の対策とともに、市町村等も連携し、ソフト面での対策も行い、万が一の際にも県民の命を守る対策が必要。
施策3 犯罪・交通事故の防止 【目的】 県民が安全で安心して暮らせるように、犯罪や交通事故の防止に向けた環境整備を進めます。																	
(1)犯罪対策																	
①地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策を推進します。																	
消費005 県民防犯推進		生活文化スポーツ課	消費生活課	各種防犯講座の実施、啓発冊子や啓発リーフレットの作成等	県内刑法犯認知件数	件	13,105	前年より減少	前年より減少	20,372	19,620	14,106	防犯出前講座の実施(32回)、県民防犯の日啓発事業の実施(30箇所)、振り込み詐欺被害防止マニュアル配布(約51,000人)、子ども向け防犯出前講座の実施(121回)、振り込み詐欺等根絶のため大人向け講座の委託実施(26回)や、研修の委託実施(23回)	4継続	事業実施により、刑法認知件数は、戦後最少を更新した。しかし、高齢者に被害の多い振り込み詐欺や、子ども・女性に対する声かけ事案など特定分野での犯罪が依然として発生しているため、警察、市町村、地域住民等と協力し、防犯意識の普及と啓発を図ることが引き続き必要である。	4継続	本事業等の取組により刑法認知件数は減少しているが、引き続き、特殊詐欺等の未然防止策など防犯意識の普及と啓発を図るため、継続。
業務003 危険ドラッグ対策		健康福祉部	業務課	「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ等薬物に係る啓発や指導・取締りを実施するとともに、薬物の乱用の防止を県民運動として推進。	危険ドラッグ販売店舗数	件	0	0	0	2,470	2,433	2,260	条例に基づき、薬物指定審査会を5回開催し、16種類の知事指定薬物を指定した。また、地域における薬物の乱用防止の意識高揚を図るため、薬物乱用防止推進大会を開催した。さらに、危険ドラッグ等薬物乱用防止「カーリット」を作成し、リーフレットは全中学生に配布した。	5継続(見直しあり)	条例の周知等を目的とした薬物乱用防止推進大会(今回は見直し)を行うが、危険ドラッグを含む薬物使用の乱用防止推進大会は、地域における薬物乱用防止活動の意識高揚をH27年に制定した条例の周知を図るといった当初の目的を達成したため、今後については実施方法を検討する。	5継続(見直しあり)	条例の周知等を目的とした薬物乱用防止推進大会(今回は見直し)を行うが、危険ドラッグを含む薬物使用の乱用防止推進大会は、地域における薬物乱用防止活動の意識高揚をH27年に制定した条例の周知を図るといった当初の目的を達成したため、今後については実施方法を検討する。
警察003 犯罪抑止対策		警察本部	警察本部	県、市町村、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、地域住民が不安を感じている犯罪を重点とした犯罪抑止活動を行うとともに検挙に向けた諸対策を推進する。	県内刑法犯認知件数	件	13,105	前年より減少	前年より減少	55,427	46,362	48,435	H17年以降13年連続で、刑法認知件数を減少させることができた。	4継続	刑法認知件数を毎年減少させることができたが、安全・安心を許れる群馬県を実現するため、犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を継続して実施していく必要がある。	4継続	刑法認知件数をH17年以降13年連続で減少させることができた。県、市町村、関係機関・団体、防犯ボランティア、地域住民等との連携・協働のもと、県民の安全な暮らしの実現に向けた取組を推進する必要があるため、継続。
警察007 警察施設設備整備		警察本部	警察本部	・警察署再編整備計画に基づき、高崎警察署を分別し、高崎北警察署(仮称)を新設する。 ・老朽、異状のほか情勢の変化に対応するため、交番・駐在所を移転・新築する。	警察署新設整備に伴う項目	項目	地質調査	地質調査	基本設計、実施設計、用地造成	59,887	90,900	76,485	高崎北警察署(仮称)の地質調査を実施した。また、高崎西交番の新築整備を実施した。	4継続	高崎北警察署(仮称)の新設整備は高崎市北部の治安維持及び高崎署管轄区域の効率的な運用には必要不可欠であり、事業を継続する必要がある。また、交番、駐在所の新築整備については、地域住民の安全安心の確保及び警察行政サービスの向上を図る観点から事業を継続する必要がある。	4継続	警察活動の基礎となる施設整備に要する経費であるため、施設が老朽化していることについて、計画的に対応していく必要がある。また、高崎北警察署(仮称)の新設整備について、適切な規模・機能となるよう十分に検討する必要がある。
警察009 組織・来日外国人犯罪対策		警察本部	警察本部	振り込み詐欺等匿名性の高い知能犯罪、暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売及び来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進する。	暴力団の検挙人員	人員	400	更なる推進	更なる推進	35,209	34,676	31,374	詐欺グループによる組織的なマネーロンダリング事件及び融資金下取り事件、六代目山口組三代目弘道会傘下横成員による詐欺事件、住吉会傘下組織組長による暴行加害事件、貸せしめ取組違法反事、海外カードを使用した組織的窃盗等事件、群馬県暴力団排除条例違反(暴力団事務所開設等)、サブモデル利用型の強盗未遂目録/詐欺事件等を検挙	4継続	特殊詐欺は検挙人員・被害件数は増加したが、検挙件数・被害額は減少。薬物事犯は検挙人員が減少したため未端利用者検挙と密売組織の壊滅が必要。暴力団による対立抗争が全国的に発生していることから、総合的な暴力団(特殊詐欺等を除く)の根絶(暴力団を含む)対策及び銃器対策が必要。来日外国人犯罪の検挙件数・人員が増加したため、引き続きハード対策等の諸対策が必要。	4継続	特殊詐欺や組織犯罪、来日外国人犯罪等から県民を守り、安全な暮らしを実現するために必要な経費を確保し、継続。特殊詐欺について、県、市町村、事業者(金融機関等)・各種団体と連携しながら対策に取り組みが必要がある。
警察011 少年非行防止対策		警察本部	警察本部	少年補導・相談活動等により、少年の規範意識の醸成と非行防止に努める。 少年非行の原因・背景に至る要因の一つとして被害者経験との関連を重視し、児童虐待事業重層化及び見逃し事案の防止に努める。	不良行為少年補導人員	人員	4,369	少年補導人員減少	少年補導人員減少	6,927	6,612	5,962	①少年非行対策大会を開催した。②居場所づくり活動、少年の非行防止・増進に係る活動及び薬物乱用防止教室等を実施した。③スマートフォン等の普及と盗まえる児童を犯罪被害者等から守る取組を推進した。④「児童虐待待て！プロジェクト」を推進した。	4継続	①少年非行対策大会を開催した。②居場所づくり活動、少年の非行防止・増進に係る活動及び薬物乱用防止教室等を実施した。③スマートフォン等の普及と盗まえる児童を犯罪被害者等から守る取組を推進した。④「児童虐待待て！プロジェクト」を推進した。	4継続	少年補導人員は減少、児童虐待相談件数は増加しているが、学校や関係機関・団体等と連携のし、少年の非行防止・健全育成に向けた取組を推進する必要があるため、継続。
警察012 子ども・女性・高齢者の安全確保		警察本部	警察本部	犯罪等については、先制・予防的な活動や事案に応じた検挙、指導・警告及び再犯防止対策を実施し、認知症高齢者等の徘徊については、関係機関と連携した適切な発見活動を講じる等の徘徊対策を推進する。	声掛け事案等における指導・警告件数	件	135	重大事案の未然防止	重大事案の未然防止	1,609	1,086	109	声掛け事案等の前兆事案に対し、情報収集と分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導・警告等を実施(指導・警告135件、検挙116件(迷行行為として条例違反、軽犯罪法違反、公然わいせつ等)) 認知症高齢者等の行方不明事案に対し、家族の同意を得て県警メールから画像手配を行う等の発見活動を実施(画像手配16件うち15件発見)	4継続	声掛け事案等の情報収集に努めるとともに、先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、重大事案の未然防止対策と認知症高齢者等の行方不明事案において早期に発見保護する活動を推進してきたが、引き続き、子ども・女性・高齢者の安全を確保するために継続していく必要がある。	4継続	子ども・女性・高齢者を犯罪から守り、安全な暮らしを確保するため必要と取組むが、継続。関係機関・団体等と連携しながら対策に取り組みが必要がある。
警察010 国際人材育成事業		警察本部	警察本部	通訳官はもとより、現場で勤務する警察職員に対する語学教育等に取り組み。	通訳官数	人	33	31	37	896	896	863	群馬県警察指定通訳官に対する研修会を4回、その他言語別研修会を10回開催し、国際感覚を有する人材の育成と裾野拡大を図ることができた。	4継続	2020年東京オリンピック/パラリンピックの開催を控え訪日外国人が増加する傾向にあることから、外国人への対応力をつけるためにも、群馬県警察指定通訳官に対する研修会、各言語別研修会を実施し、国際人材育成事業を継続していく必要がある。	4継続	通訳官の人数を増加させることができた。犯罪のグローバル化に対応するため人材育成を進める必要があるため、継続。
警察023 サイバーセキュリティ対策		警察本部	警察本部	・サイバー関係の相談については10年前の2倍以上と過去最高であるなど県民のサイバー空間における体感治安は悪化していることから、県民の理解促進のための広報啓発活動を推進・県警各部門における捜査力向上等対応を強化し、サイバー犯罪対策を推進・東京リンクを控え、情報流出事案等の未然防止等県内企業へのサイバーセキュリティ対策のほか、観光客の増加を見込んだ公衆無線LANの普及が進展していることから、犯罪に利用されようとする適切な取組を推進・サイバーセキュリティ対策の推進のための研修の充実及び産官学の連携強化	県内自治体及び中小企業のサイバーセキュリティ対策の向上	件	1	諸対策の推進	諸対策の推進	6,657	8,741	6,167	①平成28年に締結した産官学連携の相互協力協定に基づき、協定締結機関、セキリティ会社、大学教授等による「群馬県中小企業等サイバーセキュリティ支援推進会」を設立し、セミナーを開催②県内の中小企業等に対するサイバーセキュリティに関する訪問指導を実施③民間企業への派遣研修を継続実施④全警察署等に新たに捜査用パソコンを整備	4継続	県内においても情報漏えい事案が発生し、サイバー空間の脅威が身近となるなど県内企業のサイバーセキュリティ対策は喫緊の課題であり、更なる支援のため不可欠な事業である。サイバー空間の治安は悪化しており、対応能力を高め、サイバー犯罪抑止と検挙に向けた警察活動を強化し、安全・安心な群馬県を実現するため、継続する必要がある。	4継続	サイバー空間の健全化を図るため、産官学が連携した総合的な対策やサイバー犯罪捜査の徹底等、サイバーセキュリティ対策を推進していく必要があるため、継続。
警察021 特殊詐欺対策		警察本部	警察本部	関係機関・団体との連携等により、社会全体で特殊詐欺被害の根絶に向けた取組を推進する。	特殊詐欺認知件数	件	253	減少	減少	55,427	46,362	48,435	平成29年の特殊詐欺認知件数は253件(前年比+31件)と増加したものの、被害額は約4億2,350万円(前年比約-1億5,080万円)と減少した。また、金融機関を始めとした関係事業者・団体と連携し、特殊詐欺の防止率を高水準に維持することができた。	4継続	特殊詐欺の認知件数が増加するなど、依然として高齢者を中心に深刻な被害が生じており、引き続き、群馬県県民向け詐欺等根絶協議会を始めとする関係機関・団体と連携した被害防止対策を推進していく必要がある。	4継続	引き続き、県、市町村、事業者(金融機関等)・各種団体が一体となって被害防止に向けた諸対策を推進する必要があるため、継続。
②県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙を推進します。																	
警察008 重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙		警察本部	警察本部	重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、人身売買及び強制わいせつ)や重要窃盗犯(侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり)の徹底的な検挙を図る。	重要犯罪検挙率	%	96	更なる推進	更なる推進	340,250	295,726	312,057	H29年の刑法犯検挙率は52.6%(前年比+2.6%、全国平均35.7%)、重要犯罪検挙率は95.7%(前年比+13.4%、全国平均80.3%)、重要窃盗犯検挙率は67.2%(前年比-3.9%、全国平均55.3%)でいづれも全国平均を大きく上回る成果を挙げている。	4継続	H29年の刑法犯検挙率は52.6%(前年比+2.6%、全国平均35.7%)、重要犯罪検挙率は95.7%(前年比+13.4%、全国平均80.3%)、重要窃盗犯検挙率は67.2%(前年比-3.9%、全国平均55.3%)でいづれも全国平均を大きく上回る成果を挙げている。引き続き、県民が真正に安全・安心を実現するために、更なる諸対策を推進していく必要がある。	4継続	重要犯罪検挙率、重要窃盗犯検挙率ともに全国平均を上回る成果をあげている。引き続き、県民生活を脅かす犯罪の未然防止に向けた取組を推進する必要があるため、継続。

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H29実績	H29目標	H31目標	H29当初(千円)	H30当初(千円)	H29決算(千円)	H29事業結果	部局評価	財政課評価		
		警察004 初動警察活動の推進		警察本部	警察本部	110番通報に対し、通信指令による一元的な指揮の下に、迅速な緊急配備等の発令及びパトカーを始めとした警察機動力やヘリコプターの航空警察力を集中運用することにより、事件・事故への確に対応する。	110番受付件数	件	120,349	即応体制の確保	即応体制の確保	406,874	410,235	385,175	①110番通信指令システムを活用し、パトカーや警察官、ヘリコプターを現場に急行させ、事件・事故に即応した。②ヘリコプターが現場(地上)の警察官と連携して、現場の状況を集約し、被疑者検挙、人命救助等の迅速、的確な初動警察活動を推進した。	4継続	110番通信指令システム及び県警ヘリコプター等の適切な管理運営を推進した。引き続き、事件・事故等の迅速、的確な初動対応を徹底し、県民の期待・信頼に応える力強い警察を確立する必要がある。	4継続	110番通信指令システムやヘリコプター等の適切な管理運営により、県民の安全な暮らしの実現に向けた体制を確保することが必要であるため、継続。
③DVや性暴力から県民を守るため、広報啓発・支援体制の強化を図ります。																			
		人権002 DV被害者等支援事業		生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	県民に対してDVに関する広報啓発を行うほか、一時保護所等退所後の被害者に対する中長期的支援を行う。また、市町村配備者暴力相談支援センターの設置を促進し、DV被害者に対するワンストップの支援体制の構築を図る。	市町村配備者暴力相談支援センターの設置	ヶ所	5	5	7	5,959	5,701	4,493	DV啓発冊子等作成・配布(市町村、県有施設等)、民間支援団体へシール・経費等補助(4団体)、DV被害者の自立生活及び定着のため「DV被害者等地域生活定着支援事業」を実施(22世帯支援)、中学・高校・大学等へのDV防止啓発講師の派遣(15回)、市町村配備者暴力相談支援センター設置促進	4継続	DV啓発資料の配付については配布先拡大できた。また、民間支援団体への補助については、新たに1団体シールを開設した団体へ補助することができた。DV被害者の自立生活や若年層への予防教育については、昨年度に比べてさらに支那世帯やDV防止啓発講師の派遣回数・受講者数も増えた。市町村における配備者暴力相談支援センターの設置も5ヶ所となり進んでいる。今後も引き続き、市町村や関係団体と連携しながらDV被害者支援や予防教育に取り組んでいく。	4継続	DV被害者を防ぎ、被害者を支援するため、継続。引き続き、被害者として、より身近な市町村及び民間団体と連携しながら支援することが必要。
		人権003 女性保護事業推進		生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	DV被害者からの相談を受けるとともに、保護及び自立支援を行う。	スバー(バイズ研修等)に参加する市町村等機関数	機関	21	23	-	59,824	60,200	55,435	DV被害女性への適切な支援のためには、女性相談所だけでなく、市町村や民間団体、関係機関との連携が不可欠である。このため、スバー(バイズ研修、実務講座等の充実を図り、より多くの市町村等関係機関のスキルアップを図るとともに連携を深めていく。	4継続	DV被害者への適切な支援・保護するため、継続。被害者にとって、より身近な市町村及び民間団体と連携しながら支援することが必要。	4継続	DV被害者への適切な支援・保護するため、継続。被害者にとって、より身近な市町村及び民間団体と連携しながら支援することが必要。
		人権005 性暴力被害者サポートセンター運営		生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	性暴力被害者に対する相談や産婦人科医療の提供、相談内容に応じてカウンセリング等、必要な支援のコーディネート及び性暴力被害者支援に関する広報啓発等の業務を実施する。	性暴力被害者サポートセンター「save&ま」の認知度	%	-	-	80	14,363	15,307	10,430	性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を運営し、相談支援や公的医療支援、啓発事業を実施した。	4継続	群馬県性暴力被害者サポートセンターの機能充実を図るため、相談員等のスキルアップと幅広い関係機関との連携強化等を図っていく必要がある。	4継続	センターの相談件数は増加しており、今後も性暴力被害者の潜在化を防ぐため、継続。
④犯罪等の被害者とその家族が平穏な生活ができるよう支援します。																			
		人権004 犯罪被害者等支援事業		生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	H29年度以降を事業期間とする犯罪被害者等基本計画を策定し、総合的・計画的に各種支援施策に取り組み、また、犯罪被害者等支援する民間団体に対し、相談員設置、相談支援員の養成及び各種啓発事業等を委託する。	犯罪被害者等のための相談窓口を知らない人の割合	%	-	-	0	4,980	4,727	4,820	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し相談員設置や啓発事業を委託し、犯罪被害者や家族が平穏な生活を送れるよう支援した。	4継続	犯罪被害者等支援事業は、犯罪被害者等の権利利益を保護し、安心な暮らしを担保するものであり、重要性は高い。行政や警察による連携だけでは対応は難しく、きめ細かな対応が可能な民間団体による支援は不可欠である。	4継続	犯罪被害者等支援業務における相談件数は増加しており、犯罪被害者支援のための相談窓口業務等を引き続き実施することは必要であるため、継続。今後も、警察等と連携・協力をしながら、犯罪被害者支援の取組を進める必要がある。
		人権005 性暴力被害者サポートセンター運営	再掲	生活文化スポーツ部	人権男女・多文化共生課	性暴力被害者に対する相談や産婦人科医療の提供、相談内容に応じてカウンセリング等、必要な支援のコーディネート及び性暴力被害者支援に関する広報啓発等の業務を実施する。	性暴力被害者サポートセンター「save&ま」の認知度	%	-	-	80	14,363	15,307	10,430	性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を運営し、相談支援や公的医療支援、啓発事業を実施した。	4継続	群馬県性暴力被害者サポートセンターの機能充実を図るため、相談員等のスキルアップと幅広い関係機関との連携強化等を図っていく必要がある。	4継続	センターの相談件数は増加しており、今後も性暴力被害者の潜在化を防ぐため、継続。
		警察013 犯罪被害者等支援		警察本部	警察本部	相談、捜査の過程において犯罪被害者等へ配慮するとともに必要な情報を提供する。・精神的、経済的負担の軽減及び身元の安全確保に向けた対策を行う。・犯罪被害者支援推進のための基盤整備に向け、研修の充実及び民間団体との連携強化を図る。被害者支援に対する県民の理解増進のため広報啓発活動等を推進する。	犯罪被害者支援活動に対する理解と協力を得る活動実施回数	回	67	年間を通じて実施	年間を通じて実施	6,800	7,114	5,020	①被害者遺族等による講演会を開催し、命の大切さや被害者に対する支援意識の醸成を図った。②被害者支援制度や相談窓口の周知を図り、犯罪被害者等の経済的、心理的負担の軽減を図った。③再被害のおそれのある犯罪被害者等に対し、保護対策を推進した。	4継続	引き続き犯罪被害者等の支援を行うために不可欠な事業であるとして、事業項目は、第3次犯罪被害者等基本計画において実施されている施策であることから、今後も継続する必要がある。	4継続	引き続き、犯罪被害者支援及び被害者支援への理解増進を進めたい必要があるため、継続。県、関係機関等と連携しながら支援に取り組む必要がある。
(2)交通事故防止対策																			
①総合的な交通事故防止対策と効果的な交通指導取締りを推進します。																			
		交通001 交通安全総合推進、交通安全特別対策		県土整備部	交通政策課	四季の交通安全運動や子供から高齢者に関わる交通事故防止対策について、交通関係機関等と連携を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少	人	67(1.5%減少)	10%以上減少させる	2.0%以上減少させる	13,223	12,881	12,890	交通事故防止のため、交通事故実態に対応した交通安全対策や交通安全思想の普及啓発等総合的な取組を推進した。また、児童生徒の安全な登下校のための交通ボランティア活動支援、交通事故被害者の不安解消のため交通事故相談所の運営に取り組んだ。	4継続	H29年まで年間の交通事故発生件数及び負傷者数は13年連続で減少。死者数も統計開始以来2番目に少ない67人となった。しかし、人口10万人当たりの人身事故発生件数は全国71位(上位にあること)等、厳しい交通事故情勢は変わらず、諸課題に継続的に取り組む必要がある。	4継続	警察本部や教育委員会などと連携して交通安全運動などを行うことにより、交通安全意識を高め交通事故防止につなげていく必要があるため、継続。
		体育005 交通安全教育推進		教育委員会	健康体育課	児童生徒等が関わる交通事故を減少させ、生涯にわたって安全な生活を送れる知識や態度の育成を目指し、関係機関の連携を強化するとともに、喫緊の課題である中高生の交通安全意識を向上させるため、サカシヤの実施などの取組を行う。	児童生徒等の自転車事故発生人数	人	1,371	1,100	-	91	91	16	喫緊の課題である中高生の交通安全意識を向上させるため、関係機関・団体との連携を強化するとともに、実践的かつ参加体験型の取組として「群馬県サカシヤサミット」を開催した。	4継続	児童生徒等の心身の発達段階に応じた交通安全教育の充実・徹底を図るため、「交通安全教育アクションプログラム」に基づき、引き続き、関係機関・団体と協力して取り組む必要がある。	4継続	児童生徒等の交通安全教育は必要であり、継続。目標達成に向けて、関係機関・団体と連携し、より効果の高い取組の検討を進めていく必要がある。
		警察014 交通安全対策・交通指導取締り		警察本部	警察本部	自治体等と連携した効果的な交通安全活動、段階的かつ体系的な交通安全教育、交通事故発生実態に応じた交通指導取締り等を実施するとともに、群馬県交通安全条例に基づいた各種対策を推進し、県民一人一人の交通安全意識啓発を図る。	交通事故死者数	人	67	対前年比減少	対前年比減少	176,811	160,925	165,220	①各季の交通安全運動の推進 ②関係機関・団体と連携した各種交通安全対策の実施 ③段階的かつ体系的な交通安全教育 ④交通安全学校 ⑤交通安全学習館を活用した交通安全教室 11,542人 ⑥自転車審判官を活用した指導報告 83,168件 ⑦交通指導取締りの推進	5継続(見直しあり)	交通事故死者数は、前年対比で5人増加となるも、昭和28年の統計開始以来2番目の記録であり減少傾向を維持している。今後も成果目標の達成に向け、引き続き交通安全分析に基づいた総合的な交通事故防止対策と効果的な交通指導取締りを推進していく必要がある。なお、放置駐車車庫確認事務については、違反件数の推移を確認しながら継続的に見直しを行う。	5継続(見直しあり)	交通安全教育や安全な道路環境の確保等の取組は必要であることから、継続。なお、放置駐車車庫確認事務の民間委託について、違反件数の推移を確認しながら、継続して適切な見直しを検討する必要がある。
②高齢者を守るための交通安全対策を推進します。																			
		警察015 交通安全対策(高齢者)		警察本部	警察本部	高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を重点とした交通事故の防止対策を推進する。	高齢者交通事故死者数	人	38	対前年比減少	対前年比減少	176,811	160,925	165,220	①高齢運転者ミーティングの開催(サボカーの試乗・体験) ②運転免許自主返納特子地区の指定 ③反時計回り歩行活動 ④75歳以上高齢者車両前による個別の交通安全指導36,526人 ⑤高齢者交通安全教育552回、24,723人 ⑥運転適性検査車の活用149回、2,349人 ⑦運転免許自主返納者の移動手段確保のための自治体への働きかけ	4継続	交通事故死者に占める高齢者割合及び高齢運転者加害者率は増加傾向にあるため、引き続き、高齢者に対する安全対策を歩行者・運転者の両面から行うとともに、高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を重点とした交通事故の防止対策を推進していく必要がある。	4継続	交通事故発生件数・死者数に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、高齢者に対する交通安全対策を推進する必要があることから、継続。高齢者自動車免許自主返納について、市町村と連携し、自主返納しやすい環境づくりを行う必要がある。
		交通001 交通安全総合推進、交通安全特別対策	再掲	県土整備部	交通政策課	四季の交通安全運動や子供から高齢者に関わる交通事故防止対策について、交通関係機関等と連携を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少	人	67(1.5%減少)	10%以上減少させる	2.0%以上減少させる	13,223	12,881	12,890	交通事故防止のため、交通事故実態に対応した交通安全対策や交通安全思想の普及啓発等総合的な取組を推進した。また、児童生徒の安全な登下校のための交通ボランティア活動支援、交通事故被害者の不安解消のため交通事故相談所の運営に取り組んだ。	4継続	H29年まで年間の交通事故発生件数及び負傷者数は13年連続で減少。死者数も統計開始以来2番目に少ない67人となった。しかし、人口10万人当たりの人身事故発生件数は全国71位(上位にあること)等、厳しい交通事故情勢は変わらず、諸課題に継続的に取り組む必要がある。	4継続	警察本部や教育委員会などと連携して交通安全運動などを行うことにより、交通安全意識を高め交通事故防止につなげていく必要があるため、継続。
③安全で快適な交通環境を整備します。																			

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	単位	H29実績	H29目標	H31目標	H29当初(千円)	H30当初(千円)	H29決算(千円)	H29事業結果	部局評価	財政課評価		
	道管004	歩道整備、交差点改良		県土整備部	道路管理課	歩行者、自転車等の関係する事故や交差点付近での事故を防止するため、歩道整備及び交差点改良等を実施する。	通学路の歩道整備率	%	84.7	86	88	3,716,500	2,711,600	3,622,965	道路利用者に対する未然の事故防止、安全で快適な交通確保のため、(主)前橋安中高間線が計68箇所の歩道整備事業、(主)前橋橋本線が計23箇所の交差点改良事業の用地買収及び工事の進捗を図った。	4継続	県内における交通人身事故発生件数は減少傾向にあるが、未だ全国的にも量が巻き込まれる交通事故は後を絶たない。このため、学校関係者や交通管理者と連携し、通学路交通安全プログラムを策定して、通学路における歩道未整備箇所への歩道整備等の交通安全対策に、今後も継続して取り組む必要がある。	4継続	道路利用者の安全を確保するため継続。
	道管014	安全な自転車利用の環境整備		県土整備部	道路管理課	歩行者と自転車、自転車と自動車の関係する事故を防止するとともに、自転車が安心して通行できる事で自転車利用から転換を促進するため、自転車通行空間の整備を実施する。	自転車通行環境整備路線の整備率	%	38	40	70	101,000	223,000	47,883	(主)高崎沖川線ほか市道も含めて8路線でモデル整備を実施した。	4継続	県内の道路は、幅員構成や沿道状況、交通量などが様々な形態に応じて整備してきた効果検証をもとにH30年度に自転車環境整備方針を定め、引き続き、自転車を利用しやすい道路環境の構築に向け、自転車通行環境整備路線の整備を行う必要がある。	4継続	自転車・自動車・歩行者が互いに安全に通行できる道路環境を整備するため継続。
	警察016	交通安全施設整備		警察本部	警察本部	信号機・道路標識等の整備と適切な管理により、安全で安心な交通環境を確保する。	交通信号機の新設数	基	45	40		1,519,225	1,478,962	1,471,527	交通安全に応じた効果的な整備を実施した。	4継続	安全かつ円滑な交通環境を確保するためには不可欠な事業であり、今後も交通環境の変化に対応した効果的かつ効率的な整備を継続する必要がある。また、大量更新時期を迎えていることから、施設の状態を的確に把握し、必要性の低下した信号機等の撤去を行うなど、限られた予算の中で適切に維持管理を行っていくことが必要である。	4継続	引き続き、安全で安心な交通環境を整備する必要があるため、継続。
施策4 身近な暮らしの安全確保 【目的】消費者トラブルや食品に関する健康被害等の発生防止、動物の愛護・適正飼養に向けた環境整備を進め、身近な暮らしの安全を確保します。																			
(1)消費者被害の防止 ①消費者トラブルの未然防止、拡大防止及び早期救済を図ります。																			
	消費003	消費者行政活性化推進		生活文化スポーツ部	消費生活課	市町村における消費生活相談体制の維持・充実を支援するほか、関係団体と連携して一層消費者被害の未然防止等に取り組む。	市町村消費生活相談体制への支援		適切な支援	適切な支援	適切な支援	49,377	34,208	38,572	消費者行政推進交付金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを継続して実施した。また、H30年2月に消費者支援群馬ひまわりの会が適格消費者団体に認定された。	4継続	整備された相談体制の維持・拡充に向けて、市町村への支援を引き続き継続していく。また、適格消費者団体に認定された群馬ひまわりの会は、適格消費者団体としての活動を継続して支援していく。	4継続	消費者被害の未然防止や被害者からの相談を受け付け、解決のための支援をおこなうための取組であり、継続。
②高齢者や若年層などさまざまな年代層に対応した消費者啓発を行い、消費者の自立を支援します。																			
	消費003	消費者行政活性化推進	再	生活文化スポーツ部	消費生活課	市町村における消費生活相談体制の維持・充実を支援するほか、関係団体と連携して一層消費者被害の未然防止等に取り組む。	市町村消費生活相談体制への支援		適切な支援	適切な支援	適切な支援	49,377	34,208	38,572	消費者行政推進交付金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを継続して実施した。また、H30年2月に消費者支援群馬ひまわりの会が適格消費者団体に認定された。	4継続	整備された相談体制の維持・拡充に向けて、市町村への支援を引き続き継続していく。また、適格消費者団体に認定された群馬ひまわりの会は、適格消費者団体としての活動を継続して支援していく。	4継続	消費者被害の未然防止や被害者からの相談を受け付け、解決のための支援をおこなうための取組であり、継続。
(2)食の安全確保 ①食品安全検査や食品営業施設への監視・指導を実施し、食の安全を確保します。																			
	食品008	食品安全検査		健康福祉部	食品・生活衛生課	年度検査計画に基づき、食品安全検査センターにおける放射性物質検査を含む食品安全検査を効果的に実施し、本県産及び県内流通食品の安全確保を図る。	食品安全検査での規格基準等適合率	%	99.8	99.9	99.9	18,882	17,925	18,435	県内で生産・加工・流通している食品(輸入食品含む)に対して、残留農薬、放射性物質、食中毒菌等、県民の関心が高い項目について検査を実施した結果、規格基準等を違反する食品の検出により、営業の適合率を若干下回る結果となった。	4継続	毎年、規格基準等を超過する食品が検出されていることから、違反食品の排除及び食品関係事業者に対する適切な食品の取扱いに係る指導のために、今後も引き続き、計画的に食品検査を実施することは重要である。	4継続	例年、規格基準等を超過する食品が検出されており、県内に流通する食品の安全・安心確保のため不可欠な事業であるため、継続。
	食品004	食品衛生		健康福祉部	食品・生活衛生課	食品衛生許可、食中毒原因物質の究明、食品衛生に関する監視指導・啓発、HACCPシステムの導入推進、食品表示の適正指導及び関係団体による自主的管理体制の強化支援により、食中毒発生の未然防止を図る。	食品営業施設監視目標件数	件	20,695	21,780	-	38,086	36,956	34,721	食品衛生監視指導計画に基づいて、営業施設の監視指導を実施し、食品の安全性を確保した。H29年の0157食中毒発生をきっかけとして、販売店(露店)の衛生管理指針を作成し、周知するなどの対応を行った。また、HACCPの周知及び導入状況の把握に努めた。	4継続	食中毒被害の予防・拡大防止のために不可欠な事業であることから、継続する必要がある。	4継続	発生した食中毒事案に迅速に対応するとともに、衛生管理指針を作成し、事業者へ周知するなど被害の拡大防止に向けた取組も早期に行っている。食中毒被害の予防・拡大防止のために不可欠な事業であることから、継続。
	食品005	肉肉衛生		健康福祉部	食品・生活衛生課	食肉処理施設、食鳥処理施設及び乳処理施設における衛生指導、食肉の検査・責、食中毒菌の調査を実施し、安全な食肉・牛乳の供給に努める。県内で畜産された牛の放射性物質検査を実施し、安全・安心な牛肉の供給に努める。	と畜検査頭数(豚)	頭	534,743	551,000	549,000	114,791	107,518	95,928	と畜検査、食肉検査を実施するとともに、残留農薬の監視指導を実施し、食肉の安全性を確保した。H29年の0157食中毒発生をきっかけとして、販売店(露店)の衛生管理指針を作成し、周知するなどの対応を行った。また、HACCPの周知及び導入状況の把握に努めた。	4継続	と畜場及び食鳥検査法に基づいて、食肉、食鳥肉の安全を確保するために必要な取組である。また、放射性物質検査は牛肉に対する消費者の信頼を確保するために重要である。乳の安全性確保は、学校給食への供給もあり、引き続き適切に実施する必要がある。	4継続	安全な食肉、牛乳等が流通・消費されるために重要な検査であるため、継続。
	林振004	群馬のきのこ安全確保対策		環境森林部	林業振興課	きのこ類、及びきのこ原木等の生産資材について安全検査を行い県産きのこの安全性の確保を図る。	食品モニタリング検査の件数	件	215	160	160	5,626	14,034	3,446	原木及びほた木等の放射性物質検査を実施し、栽培技術管理を徹底することにより、県産きのこの安全性の確保を図り、風評被害の払拭に努めた。原木指標検査：264件・ほた木指標検査：468件	4継続	安全な原木及びほた木を使用するために、国が定めた基準である放射性物質の指標値を下回っていることを確認する目的で、検査を継続して実施する必要がある。H29には原木しいたけ基準値超過事案が発生したため、H30は出荷前検査の更なる体制強化や、県指導指針に基づく栽培管理の徹底、直売所の巡回調査等を実施する。	4継続	現在でも原木やほた木について、国が定めた放射性物質の指標値を超えているケースがある。安心安全のきのこを生産するため定期的な検査が必要であることから、継続。
	林試001	きのこの放射性物質に関する研究		環境森林部	林業試験場	原木・菌床の指標値検査、きのこの出荷前検査及び汚染されたきのこ原木の安全な更新のための技術の開発、確立を目指す。	放射性セシウムの検査	件	540	300	300	1,370	1,338	1,183	きのこ原木分で放射性物質検査を行い、汚染原木の測定及び汚染の分布状況を把握した。受水工程におけるほた木汚染の影響を把握するため、実証試験を行った。原木しいたけ検査の質を向上させ、放射性物質測定検査の増加に適切に対応し測定を実施した。	4継続	国庫補助事業や委託研究を併用し効率的な事業実施に努めている。原発事故から7年経過したが、引き続き原木栽培をはじめとするきのこの放射性物質対策や安全確保が不可欠である。一方で、1名の生産者について乾シタケの出荷自粛が解除される等、復興に向けた動きも活発化している。双方を支援するうえで、原木林の再生や放射性物質検査は不可欠であり継続。	4継続	安全なきのこ原木生産に係る情報提供や、指標検査・出荷前検査の実施、放射性物質の効果的な低減方法の研究等、これも安心安全なきのこ生産のために必要不可欠な事業であり、継続。
②食品等事業者の自主衛生管理を推進します。																			
	食品007	食品等事業者の自主衛生管理の推進		健康福祉部	食品・生活衛生課	HACCPによる自主衛生管理の推進。外国向け食肉の輸出認定の推進等。	HACCP普及啓発説明会	回	4	3	3	4,640	4,159	3,497	HACCP普及啓発説明会を県内4箇所に実施した(HACCP研修会、参加者計280名)。群馬県食品自主衛生管理認証制度認証施設は前年度から5施設増加し37施設となった。	4継続	H30年度に食品衛生法の一部改正され、全ての食品等事業者に対して3年以内にHACCPを実施することが義務付けられた。食品自主衛生管理認証制度を活用して、HACCP導入に向けて食品等事業者がヘルプアップできるよう助言指導することで、食品等事業者に対する自主衛生管理の推進を図り、HACCP制度に対応していく。	4継続	HACCPの義務化に対応するため、食の安全確保のための食品等事業者の自主衛生管理を推進していく必要があることから、継続。
③食の安全に関する情報を積極的に発信し、正しい知識の理解を促進します。																			
	食品010	リスクコミュニケーション推進		健康福祉部	食品・生活衛生課	食品安全に関する情報や認識を共有し、関係者間の相互理解と信頼を構築するために食品安全県民会議、意見交換会、研修会などの講師派遣を実施する。	リスクコミュニケーションの参加者数	人	3,981	2,000	2,000	2,268	2,155	1,413	食物アレルギー対策、食中毒と感染症、健康食品をテーマに食品安全県民会議を3回、食物アレルギー、食品表示をテーマにパネルディスカッションを開催した。また、食中毒予防、食品表示の理解促進を目的とした講師派遣を18か所で行った。	4継続	食の安全に関して理解を深めるには、消費者、生産者、事業者等、様々な立場の関係者間で意見交換を行い、情報を共有する必要がある。リスクコミュニケーション事業参加者は年々増加しており、多くの県民が食の安全に関する情報に関心を持っていることから、今後も、タイムリーな話題を様々な形で情報発信していく必要がある。	4継続	リスクコミュニケーションでは、消費者の関心が高いタイムリーな話題を扱うなど効果的な取組を行うことで、参加者は目標値を大きく上回っている。また、消費者が食に関する施設を訪問し事業者と直接あふあう食の安全に関する情報に関心を持ってもらうための安全に関する知識や理解を深める取組を行っており、継続。

		個別事業名	区分	部局	所属	事業概要	成果（結果）を示す指標	単位	H29実績	H29目標	H31目標	H29当初 (千円)	H30当初 (千円)	H29決算 (千円)	H29 事業結果	部局評価	財政課評価		
(3)生活衛生・動物愛護の推進																			
①公衆衛生水準の維持向上を図り、県民の健康と安全な生活衛生環境を確保します。																			
	食品003	生活衛生		健康福祉部	食品・生活衛生課	生活衛生関係営業施設の監視・指導を継続的に実施すること及び公衆浴場等を対象としたレジオネラ菌防止対策講習会を定期的に開催することにより、入浴施設等関係施設の衛生水準の向上を図り、安全・安心な生活衛生環境を確保する。	生活衛生関係営業施設の監視指導件数（環境衛生監視員による監視指導及び生活衛生アドバイザーによる巡回点検件数の合計）	件	1,360	1,800	1,800	2,530	2,161	1,884	生活衛生関係営業施設の監視指導を実施し衛生水準の向上を図ることで安全・安心な生活環境を確保したほか、入浴施設を対象としたレジオネラ対策講習会を実施し、衛生管理意識を向上させた。	4継続	生活衛生関係営業施設等の監視指導業務や生活衛生関係事業者を活用した衛生指導事業等は、営業者に衛生管理の向上を促し、県民の健康と安全な生活衛生環境の確保に繋がるものであることから、継続して実施する必要がある。	4継続	県民の生活環境を衛生的かつ安全に保つために不可欠な事業であるため、継続。なお、生活衛生関係営業施設の監視指導件数は、目標値に達しておらず、効果的な実施方法の検討が必要。
②動物愛護の推進により、人と動物の共生を図ります。																			
	食品002	動物愛護		健康福祉部	食品・生活衛生課	H27年度に開設した動物愛護センターにおいて、動物（犬・猫 その他）の適正飼養の指導・啓発を含めた動物愛護の普及啓発を推進し、県民の生命、身体及び財産に対する被害を防止するとともに、殺処分される犬猫の数を減らす。	犬の収容数	%	43.7%の減少	25%の減少	30%の減少	35,151	37,860	31,715	犬は適正飼育の指導が年々効果を発揮し、収容数が減少傾向にある一方、猫の引取り数が増加している。犬や猫の譲渡は、動物愛護センターにおいて定期的に譲渡前講習会や譲渡会を開催し、譲渡数の増加及び適正飼育の啓発に努めた。	4継続	動物愛護の普及啓発や動物の飼育者・動物取扱業者に対する適正飼養指導業務は、県民が安全で衛生的な暮らしをするために欠かせない事業である。H29年度から開始した飼い主のいない猫対策支援事業を推進し、猫の譲渡先に県外の動物愛護団体を追加するなど、譲渡数の増加及び適正飼育の啓発に努める。	4継続	犬については、収容数、譲渡率ともに目標値を上回っており、また、猫の譲渡率についても前年度から上昇するなど、取組が進んでいる状況。動物との正しい関わり方について普及啓発を行うことは、県民が安全かつ衛生的な環境で生活するために重要であり、継続。